報告第３号

市長専決処分の報告並びに承認を求めることについて

次の事項について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和２年５月８日提出

田川市長　　二　場　公　人

専決第５号　田川市国民健康保険税条例の一部改正について

（令和２年３月３１日専決）

理　由

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第１０９号）が令和２年３月３１日に公布され、令和２年４月１日から施行されることに伴い、田川市国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

田川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年４月１日

田川市長　　二　場　公　人

田川市条例第１１号

田川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

田川市国民健康保険税条例（平成２１年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「６１万円」を「６３万円」に改め、同条第４項ただし書中「１６万円」を「１７万円」に改める。

第２４条中「一に」を「いずれかに」に、「６１万円」を「６３万円」に、「１６万円」を「１７万円」に改め、同条第２号中「２８万円」を「２８万５千円」に改め、同条第３号中「５１万円」を「５２万円」に改める。

第２５条中「あい」を「遭い」に、「認めた」を「認める」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の田川市国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。